

# 日本農福連携協会 会員に関する規約（抜粋）

## 第3章 会員

### （会員の構成）

第7条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。なお、会員種別ごとの具体的な入会資格基準は、別途定める「入会資格基準」による。

- (1) 正会員・準会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助し、又は本協会の活動を支援・協力するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本協会の設立・運営に功労のあった者又は学識経験者等で理事の推薦により入会した個人又は団体
- (4) サポーター会員 本協会の運営を、各分野の専門的知見に基づきサポートすることができる者等で、正会員の推薦により入会した個人又は団体

### （入会）

第8条 正会員、準会員、賛助会員又はサポーター会員として入会しようとする者は、本協会所定の入会申込書により申込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員、またはサポーター会員となる。

2 特別会員は、入会申込みの手続きを要せず、理事の推薦により理事会が承認し、本人の承諾をもって当該会員となるものとする。

### （会費等）

第9条 本協会の会員は、本協会が別途定める「会費等規則」に基づき、会員種別に応じて、入会金、会費、協賛金を納入しなければならない。

### （会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人の会員が、死亡、破産し、又は成年後見、補佐、補助が開始したとき。
- (3) 法人等の団体の会員につき、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する手続きの申立てがあったとき、又は解散したとき。
- (4) 2年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

- (6) 総正会員の同意があつたとき。
- (7) 理事会が、会員が暴力団等の反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有すると判断したとき。又は、法人等の団体の会員について、その役員、経営を実質的に支配する者、重要な使用人が暴力団等の反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有すると判断したとき。

#### (任意退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第12条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議をもって、当該正会員を除名することができる。この場合、社員総会の1週間前までにその会員に対し、その旨を書面にて通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款の規定又は本協会の規則に違反したとき。
  - (2) 本協会の名誉又は信用を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 障がい者等の就労や雇用において、強制労働、中間搾取、不適切な運営等の不正や偽り行為を行ったとき。
  - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 正会員以外の会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、理事会の1週間前までにその会員に対し、その旨を書面にて通知し、理事会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前二項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、寄附金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### (届出)

第14条 会員は、その氏名又は住所（会員が法人等の団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく本協会にその旨を届け出なければならない。

## 入会資格基準

会員種別	資格要件
正会員	<p>1. 障がい者等の雇用又は就労、就労訓練、リハビリ等を目的に、農林水産物又はその加工品（以下「農産物等」という。）の生産活動を行う個人又は法人等の団体であること。</p> <p>※1) 農産物等の生産活動を行う企業（農地所有適格法人を含む）にあっては、農産物等の生産活動を行う障がい者等の数が5名以上、かつ農産物等の生産活動を行う者のうち障がい者等の占める割合が2割以上であること。</p> <p>※2) 自施設で生産した農産物等及び自施設で生産した農産物等を提供する飲食店にあっては、その売上げ金額が100万円以上であること。</p> <p>※3) 就労継続支援B型事業所にあっては、障がい者の工賃が事業所の所在する都道府県の平均工賃を上回っていること。</p> <p>※4) 就労継続支援A型事業所にあっては、障がい者の賃金が事業所の所在する都道府県の最低賃金を上回っていること。</p> <p>2. 上記の要件を満たさない場合であっても、審査委員会の審査に基づき、理事会が正会員としての入会を承認するときは、正会員の資格を認めるものとする。.</p>
準会員	障がい者等の雇用又は就労、就労訓練等を目的に、農林水産物又はその加工品の生産活動（以下「農産物等の生産活動」という。）を行う団体等であって、正会員の資格要件に達しないもの、若しくは障がい者等のケアやセラピー等を目的とする個人又は法人等の団体。
特別会員	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>農福連携に造詣が深い学識経験者。</li> <li>地域等において、農福連携の取組も含めて障がい者等の支援を行う個人又は法人等の団体。</li> <li>農福連携に理解があり、農福連携の推進に必要な助言が行える有識者等。</li> </ol>
自治体等 賛助会員	農福連携の取り組みの推進を図っており、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする地方公共団体や国の機関であって、年会費を納入しない者。
賛助会員	農福連携の取り組みの推進、又は農福連携に対する理解や関心があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする個人又は法人等の団体であって、協賛金を納入する者。
サポートー会員	本会の依頼に応じて、外部から税制面、法律面、技術面など様々な専門的知見に基づき、本会の運営をサポートすることができ、且つ、農福連携の趣旨に賛同する個人又は法人等の団体。